1. 件名:福島第一原子力発電所における規制の見直しに関する面談

2. 日時:令和元年12月3日(火) 13時30分~15時40分

3. 場所:原子力規制庁 18階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 竹内室長、宇野課長補佐、佐藤係長

検査グループ

専門検査部門

山元首席原子力専門検査官、宮崎上席原子力専門検査官

福島第一原子力規制事務所

小林所長、渡部副所長、木村通原子力運転検査官、坂本原子力運転検査官、 田中原子力運転検査官、木村隆一原子力防災専門官、宮本原子力防災専門官、 實松上席放射線防災専門官

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当4名 福島第一原子力発電所 担当2名

5. 要旨

- ○原子力規制庁は、東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)から、来年度以降の福島第一原子力発電所(以下「1F」という。)における事業者による検査の実施について、資料に基づき説明を受けるとともに、来年度以降の原子力規制委員会による検査(原子炉等規制法第64条の3第7項に基づく実施計画の遵守状況の検査。以下「実施計画検査」という。)について、資料を用いて説明した。
- ○原子力規制庁から、以下の点についてコメントを行った。
 - 事業者による検査については、記録確認だけでなくサーベイランスや保守点検等による現場確認も含めて計画及び実施すること。
 - ▶ 事業者による検査の実施に当たっては、まずは東京電力自身において、重点的に確認すべきポイント等を整理した上で、具体的な実施内容を実施計画又はそれに 紐付く下位文書に定めること。
 - 来年度以降原子力規制委員会が行う施設定期検査は、事業者による検査への立会 又は記録確認により行うので、事業者による検査の前に実施することはない。
 - ▶ 1 Fに係る原子炉等規制法に基づき申請中の施設定期検査及び定期安全管理審査の来年度以降の扱いについては、令和元年10月2日の第33回原子力規制委員会資料3中のパブリックコメントへの回答において示したとおりであるので、確

認すること。なお、同様に申請中の使用前検査については、原子力規制庁において状況を確認の上、改めて回答する。

- ▶ 事業者による検査の体制の整備など、新たに制定される品質管理基準規則(来年度施行予定)による要求事項に対しては、1 Fの施設状況や円滑な廃炉作業の進捗等を踏まえ、適切な対応をとること。
- ▶ 実施計画検査における気付き等の評価については、必要に応じて、今後も面談等で事業者への説明を実施していく予定。
- ▶ 1 Fの規制の見直しに伴い必要となる実施計画の変更認可申請については、漏れの無いよう、社内で適切に確認した上、来年度からの1 Fの規制の見直しに係る関係法令の施行等に間に合うよう、作業を進めること。
- ○東京電力から、以下の回答があった。
 - ▶ 事業者による検査についてはコメントを踏まえ検討し、再度面談等で回答する。
 - ▶ 実施計画の変更については漏れの無いよう改めて確認し必要な申請を行う。
 - その他コメントについても今後検討の上適切に対応する。

6. 資料

- ▶ 1 Fにおける規制の見直しについて [東京電力]
- ▶ 実施計画検査に関する実施フロー(案) [原子力規制庁]
- ▶ 実施計画検査から得られる気付き等の取扱いのイメージ(案) [原子力規制庁]